



告 示

昭和二十二年八月十九日 火曜日
第千八百三十五號

本書ノ大キサハ國定規第5▲第

○鳥取縣告示第三百五十八號

助產婦名簿登録事項中次のよう訂正した

昭和二十二年八月十九日

鳥取縣知事 西尾愛治

本籍地 東伯郡古布庄村大字矢下五九一

前住所及開業地 西伯郡淡江町堀田昌俊方

現住所及開業地 米子市中町二八宮本敏夫方

昭和二十二年八月四日住所及開業地變更により助

産婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年八月十三

日訂正

山本とし子 大正十五年十二月十五日生

○鳥取縣告示第三百五十九號

昭和二十二年八月一日附大井手普通水利組合管理者を次のように變更した

一宣傳用出版物の沒收に關する件

記 (昭和二十二年七月二十九日付官報参照)